

第 5 編

関 連 事 項

第5編 目 次

1	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業等	5-1-1
2	農業信用保証保険制度	5-2-1
3	制度資金関連手続	5-3-1
	融資に伴う関連許認可，届出事務等一覧	5-3-2
	環境保全意見書の取扱いについて	5-3-20
	地域指定一覧	5-3-30
4	農業保険（農業共済制度，収入保険制度）について	5-4-1
5	関係機関連絡先	5-5-1

1 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業等

令和8年6月版

1 事業主体

農林水産省の補助事業である農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、被災農業者特別利子助成事業及び担い手経営発展支援金融対策事業を、公益財団法人農林水産長期金融協会が事業主体として実施する。

〔根拠〕 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）

担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）

2 事業内容

（1） 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業

① 事業概要

認定農業者等向けの農業経営基盤強化資金（＝スーパーL資金）及び農業近代化資金を借り入れる者の金利負担を軽減するために利子助成金を交付するもの。

② 対象者

ア 令和8年度にスーパーL資金を借り入れる認定農業者

イ 令和8年度に農業近代化資金（金利負担軽減特例分）を借り入れる認定農業者

③ 対象資金・助成内容

ア スーパーL資金

（ア） 対象資金

目標地図に位置付けられた者（目標地図に位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた者を含む）又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対し、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に貸付決定が行われたスーパーL資金。

ただし、上記の対象要件を満たす者が、次のiからiiiまでを満たすことを、「園芸施設共済等の加入及び労働環境改善の取組に係る交付要件確認表」（以下、別記様式第4号）及び「環境負荷低減の取組に係る交付要件確認表」（以下、別記様式第5号）（以下「農業基盤交付要件確認表」という。）により確認できる場合に限る。

また、iiiの実施状況の報告のため、利子助成金交付決定日から1年を目途に、別記様式第5号の別紙に記載された内容を、協会から送付される交付決定通知書に掲載されたリンク先の農林水産省ウェブサイトから入力し、農林水産省大臣官房バイオマス政策課へ提出するように努める必要がある。

i 別記様式第4号中の農業保険法（昭和22年法律第185号）第3章第1節第6款に基づく園芸施設共済（以下「園芸施設共済」という。）等について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、加入する意向があること。

ii 別記様式第4号中の労働環境改善の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施する意向があること。

iii 別紙様式第5号中の環境負荷低減の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施すること。

なお、国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融資される資金（以下「補助残融資資金」という。）及び負債整理

関係資金は対象外。

- (イ) 利子助成率
貸付金利が0%となるまでの幅（ただし、2%が上限）
- (ウ) 利子助成期間
貸付時から5年間
- (エ) 利子助成対象貸付限度額
個人3億円・法人10億円
- (オ) 対象融資枠(令和8年度)
110億円

イ 農業近代化資金（金利負担軽減特例分）

(ア) 対象資金

認定農業者等であり、かつ、目標地図に位置付けられた者（目標地図に位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた者を含む）又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対して融通されたものであって、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金。

ただし、上記の対象要件を満たす者が、別記様式第4号により園芸施設共済等について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、加入する意向があることが確認できる場合に限る。

なお、農村給排水施設資金及び特定農家住宅資金、補助残融資資金については、対象外。

- (イ) 利子助成率
貸付金利が0%となるまでの幅（ただし、2%が上限）
- (ウ) 利子助成期間
貸付時から5年間
- (エ) 利子助成対象貸付限度額
個人2億円・法人2億円
- (オ) 対象融資枠(令和8年度)
100億円

(2) 被災農業者向け資金への利子助成事業

① 事業概要

大きな被害が生じた特定の災害により被害を受けた農業者等の経営の早急な立ち直りのためには、必要とする資金を円滑に融通する必要がある、被災農業者等が経営の再開や維持などのために借り入れる農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の金利負担を軽減するために利子助成金を交付するもの。

② 対象者

対象となる災害の指定等の要件は、災害の発生や資金需要等の状況により、毎年、追加や削除が行われる。（当年度中に追加される場合もある。）

令和8年4月1日時点での対象者は、次のとおり。

ア 原油価格高騰等

資金を必要とする農業者等であって、ウクライナ情勢等に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、現に農業粗収益(法人にあつては、農業売上高。以下同じ。)、所得率(農業所得(法人にあつては、経常利益)を農業粗収益で除したものをいう。)又は純

利益額が前期に比し悪化していることを、融資機関が影響状況確認表で確認できたもの。

イ 令和6年能登半島地震又は令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨

(ア) 当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの。

(イ) 資金（設備資金を除く。）を必要とする農業者等であって、その生産物（その加工品を含む。）について、当該災害の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し次のいずれかの要件を満たすことの確認を融資機関から受けたもの。

i 対象資金の借入れの申込みまでの2か月の売上額、受注額若しくは生産量等（出荷量・販売量・取引量）が当該災害前の直近年同期に比して3割以上減少していること又は経営費が3割以上上昇していること。

ii 当該災害後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること。

なお、依存の程度、売上額、受注額又は生産量等の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

ウ 令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの。

③ 対象資金・助成内容

ア 対象資金

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に融資される各表の資金が対象。

※ ここでいう融資とは、農業経営負担軽減支援資金においては利子補給承認を、公庫資金においては貸付決定のことをいう。

表1 ②のアの原油価格高騰等に該当する場合

	制 度 資 金 名
民間資金	農業経営負担軽減支援資金
公庫資金	農林漁業セーフティネット資金
	経営体育成強化資金（負債整理のみ）

表2 ②のイ～オの災害関連資金に該当する場合

	制 度 資 金 名
民間資金	農業近代化資金（個人施設、共同利用施設）
公庫資金	農林漁業セーフティネット資金
	農林漁業施設資金（主務大臣指定施設、共同利用施設）
	農業基盤整備資金
	スーパーL資金（負債整理を除く）
	経営体育成強化資金（負債整理を除く）
	農林漁業経営資本強化資金（負債整理等を除く）

〔補足説明〕

補助融資資金（国の補助金・交付金（農林水産省以外の所管に係るものを含む。））の交付を受ける事業の補助残部分に充てるための資金は、（２）②イ〜ウにおいて当該補助事業が災害復旧に係る事業である場合に限り対象となる。なお、農林水産省以外の他省庁が所管する補助事業であっても同様の取扱いとなる。

（２）②イ（イ）の令和６年能登半島地震の間接被災者は、長期運転資金に限る。

イ 利子助成率

貸付金利が０％となるまでの幅（ただし、２％が上限）

ウ 利子助成期間

貸付時から５年間

エ 利子助成対象貸付限度額

制度資金の貸付限度額に従う（例えば農業近代化資金で農業を営む者であれば最大２億円まで適用）。

オ 対象融資枠（令和８年度）

130 億円

（３） 担い手経営発展支援金融対策事業

① 事業概要

認定農業者等が、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、日ＥＵ経済連携協定、日米貿易協定、日英包括的経済連携協定及び地域的な包括的経済連携協定（以下「ＴＰＰ等」という。）の発行等による経営環境変化に対応するために、新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組むために借り入れるスーパーＬ資金及び農業近代化資金の金利負担を軽減するために利子助成金を交付するもの。

② 対象者

ア 目標地区に位置付けられた認定農業者（目標地区に位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた者を含む）又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた認定農業者であって、ＴＰＰ等による経営環境変化に対応して、新たに取り組む規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に係る計画について経営展開計画（兼取組確認表）（以下「別記様式第１号」という。）を作成し、その計画の実行により、経営改善が見込まれる者。

イ ただし、上記アに定める者が、次の（ア）から（エ）までを満たすことを、「園芸施設共済等の加入等、ＧＦＰ登録及び労働環境改善の取組に係る交付要件確認表（以下「別記様式第１の２号」という。）」及び「環境負荷低減の取組に係る交付要件確認表（担い手経営発展支援金融対策事業）（以下「別記様式第１の３号」という。）（以下「ＴＰＰ交付要件確認表」という。）」により確認できる場合に限る。

また、下記（エ）の実施状況の報告のため、利子助成金交付決定日から１年を目途に別記様式第１の３号の別紙に記載された内容を、協会から送付される交付決定通知書に記載されたリンク先の農林水産省ウェブサイトから入力し、農林水産省大臣官房バイオマス政策課へ提出するように努める必要がある。

（ア） 園芸施設共済の対象となる施設を取得する場合にあつては、自然災害による当該施設への被害に備えて、当該施設について園芸施設共済等への加入等を行い、利子助成期間において継続されること。

（イ） 経営展開計画に農産物輸出に関する内容を含む場合にあつては、農林水産省が

設立しているGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイトに登録していること。

- (ウ) TPP交付要件確認表（別記様式第1の2号）の労働環境改善の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施する意向があること。
- (エ) TPP交付要件確認表（別記様式第1の3号）の環境負荷低減の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施すること。

③ 対象資金・助成内容

ア 対象資金

スーパーL資金及び農業近代化資金

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に貸付決定もしくは、利子補給承認が行われる必要があり、融資決定額が当該融資枠に達した時点で終了。

なお、本事業に基づく利子助成は、国の補助金（交付金等を含む。）を活用して経営展開を図る取組も対象としており、TPP等関連対策の補助事業を含め、本事業の対象となる。また、融資を受ける際の自己資金部分に対して助成する融資残補助についても本事業の対象となる。このほか、クイック融資や他省庁が所管する補助事業を活用して経営展開を図る場合も本事業の対象となる。

ただし、負債整理関係資金、農村給排水施設資金及び特定農家住宅資金は対象外。

イ 利子助成率

(ア) スーパーL資金

貸付金利が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）

(イ) 農業近代化資金

貸付当初5年間は、貸付金利が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）

貸付から5年経過後、償還終了時（最長10年間）までは、スーパーL資金の貸付金利と同率となるまでの幅（ただし、2%を上限）

ウ 利子助成期間

(ア) スーパーL資金

貸付時から5年間

(イ) 農業近代化資金

貸付時から償還終了時まで（最長15年間）

エ 利子助成対象貸付限度額

(ア) スーパーL資金

個人3億円(特認6億円)・法人10億円(特認20億円)

(イ) 農業近代化資金

個人2億円・法人2億円

(既往の利子助成事業（金利水準が0%になるまでの幅（ただし、2%を上限）を助成するものであって、災害関連を除く。）の対象となった貸付残高と通算）

オ 対象融資枠（令和8年度）

(ア) スーパーL資金

616億円

(イ) 農業近代化資金

352億円

3 利子助成を受けるために必要な書類及び登録時期

提出書類		作成者		協会への登録時期 (注1)
		借入者	融資機関	
利子助成交付申請	委任状 (写)	○		「利子補給承認通知書等」の受理後 その都度
	利子助成金交付代理申請書⇒ISS (注2)		○	
	添付書類 農業近代化資金利子補給承認通知書 (写)		○	
	農業経営改善計画認定書 (写)	○		
	経営改善資金計画書 (写) (注3)	○		
	災害関連資金の場合 ・被災証明書 (写) ・適用要件の確認表 (写) (特定の災害の場合) ・影響状況確認表 (写)	○ ○	○	
	近代化資金及びスーパーL資金における貸付当初5年間無利子の場合 ・目標地図に位置付けられた者等に対する金利負担軽減措置適用に関する証明書 (写) ・農業基盤交付要件確認表 (写) (注4) 又はTPP交付要件確認表 (写) (注5) ・経営展開計画 (兼取組確認表) (写) (注6)	○ ○ ○		
貸付実行	貸付実行報告書⇒ISS		○	貸付実行後 その都度
	特殊償還の場合は、融資機関の償還表 (写)		○	
支払請求	利子助成金支払請求書⇒ISS		○	請求月の 月末
	利子助成金支払請求明細書⇒ISS		○	
届出	融資機関届 (変更) ⇒ISS		○	

(注1) 日本公庫（農林水産事業）については、それぞれ別に定めます。

(注2) 表中「ISS」とあるのは、利子助成システムで作成する書類です。

(注3) 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた特定農業法人（同法第23条第4項に定める法人）にあつては、当該認定計画を、また、それ以外の特定農業法人にあつては、改善計画に相当する計画を添付します。

(注4) 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）別記様式第4号及び別記様式第5号に定めるものをいいます。

(注5) 担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）別記様式第1の2号及び別記様式第1の3号に定めるものをいいます。

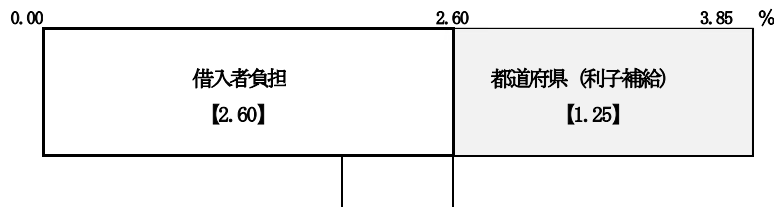
(注6) 担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）別記様式第1号に定めるものをいいます。

<参考>

利子補給・利子助成の仕組み

(金利は例示)

① 農業近代化資金



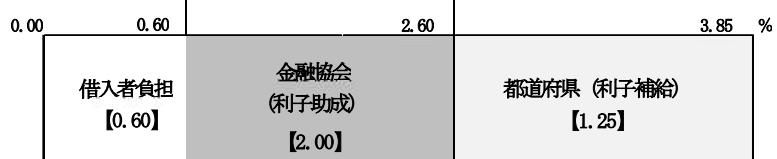
借入者の負担	金融協会の利子助成	都道府県の利子補給	基準金利
2.60	-	1.25	3.85

② 農業近代化資金 (TPP 等関連対策・貸付当初5年経過後)



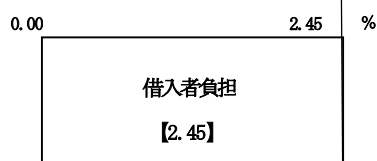
借入者の負担	金融協会の利子助成	都道府県の利子補給	基準金利
2.45	0.15	1.25	3.85

③ 農業近代化資金 (金利負担軽減特例及びTPP等関連対策・貸付当初5年間)



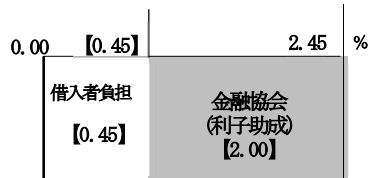
借入者の負担	金融協会の利子助成	都道府県の利子補給	基準金利
0.60	2.00	1.25	3.85

④ スーパーL資金



借入者の負担	金融協会の利子助成	都道府県の利子補給	基準金利
2.45	-	-	2.45

⑤ スーパーL資金 (目標地区に位置付けられた者等・貸付当初5年間※)



※6年目以降は④と同じ。

借入者の負担	金融協会の利子助成	都道府県の利子補給	基準金利
0.45	2.00	-	2.45

※ 上記は、国の施策に基づく利子補給・利子助成の仕組みです。

上記のほかにも、都道府県・市町村等が独自に特定の借入者を対象に利子補給・助成を行う場合があります。

※ グラフ内の【 】は借入者 (利息) や金融協会 (利子助成)、都道府県 (利子補給) の利率 (年利) です。

余 白

2 農業信用保証保険制度

令和 8 年 6 月版

1 概要

農業信用保証保険制度は、農業者等の信用力を補完し必要とする資金が円滑に供給されることにより、農業経営の改善、農業の振興に資するようにするために設けられた制度である。

具体的には、農業者等や地方公共団体等の出資により設立された農業信用基金協会が、融資機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証し、この保証について独立行政法人農林漁業信用基金が行う保証保険により補完する仕組みとなっている。

なお、債務保証制度を利用するには、被保証者である農業者等は一定の保証料を支払う必要がある。

根拠法令：農業信用保証保険法（昭和 36 年法律第 24 号）

2 債務保証に伴う担保・保証人の取扱い

（1）担保

- ① 農業近代化資金、農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）、金融公庫資金、畜産経営体質強化支援資金等については、通算保証残高が次の金額に達するまで、原則として融資対象物件以外の担保は徴求しない。（通算保証残高の計算については農業近代化資金のみ単独で計算し、農業近代化資金以外は、資金毎ではなく通算して保証残高を算出する。）

ア 認定農業者 個人 3, 600 万円 法人 7, 200 万円

イ その他担い手 個人 3, 000 万円 法人 6, 000 万円

ウ ア、イ以外

農業を行う任意団体のうち集落営農組織以外 3, 000 万円

農業を行う任意団体のうち集落営農組織 6, 000 万円

共同利用の任意団体 3, 000 万円

共同利用の法人 6, 000 万円

- ② 農業経営負担軽減支援資金、畜産特別資金については、上記①ア及びイの額はそれぞれ 1 / 2 となる。

ア 認定農業者 個人 1, 800 万円 法人 3, 600 万円

イ その他担い手 個人 1, 500 万円 法人 3, 000 万円

- ③ 上記①及び②の金額を超える場合は、担保を徴求する。

（2）保証人

原則として徴求しない。

※ なお、担保及び保証人についての詳細は、「鹿児島県農業信用基金協会担保・保証人徴求方針」「担保・保証人の徴求基準」によるものとする。

債務保証料率表

令和8年6月時点最新
(令和7年7月1日現在)

資金 区分	資金名	保証料率 (注1)			保証料 徴収方法	一律 保証料 (注2)	超過 保証料
		ランク1 (優)	ランク2 (準優)	ランク3 (普通)			
特 定 資 金	農業近代化資金						
	無担保(注3)	0.286	0.329	0.372	一括前取・分割前取	—	—
	有担保	0.136	0.179	0.222	一括前取・分割前取	—	—
	被保証者が共同利用施設	0.136	0.179	0.222	一括前取・分割前取	—	—
	金融公庫資金(農業経営基盤強化資金・経営体育成強化資金)						
	無担保(注3)	0.586	0.629	0.672	一括前取・分割前取	—	—
	有担保	0.236	0.279	0.322	一括前取・分割前取	—	—
	金融公庫資金(上記以外)						
	無担保(注3)	0.386	0.429	0.472	一括前取・分割前取	—	—
	有担保	0.136	0.179	0.222	一括前取・分割前取	—	—
	農業経営改善促進資金						
	無担保(注3)	0.286	0.329	0.372	一括前取	—	—
	有担保	0.236	0.279	0.322	一括前取	—	—
	農業経営負担軽減支援資金						
	売上高負債比率100%未満	—	—	0.900	分割前取	—	—
	売上高負債比率100%以上200%未満	—	—	1.200	分割前取	—	—
	売上高負債比率200%以上300%未満	—	—	1.500	分割前取	—	—
	売上高負債比率300%以上400%未満	—	—	1.800	分割前取	—	—
	資金対策回数2回以上	—	—	1.800	分割前取	—	—
	畜産特別資金(注4)						
	売上高負債比率100%未満	—	—	0.900	分割前取	—	—
	売上高負債比率100%以上200%未満	—	—	1.200	分割前取	—	—
	売上高負債比率200%以上300%未満	—	—	1.500	分割前取	—	—
	売上高負債比率300%以上400%未満	—	—	1.800	分割前取	—	—
	資金対策回数2回以上	—	—	1.800	分割前取	—	—
	家畜疾病経営維持資金	—	—	0.500	一括前取・分割前取	—	—
	家畜飼料特別支援資金	—	—	0.700	一括前取・分割前取	—	—
	畜産経営体質強化支援資金	0.472	—	0.600	一括前取・分割前取	—	—
一 般 資 金	市町村の助成事業資金	0.386	—	0.472	一括前取・分割前取	—	—
	農業経営長期運転転資金	—	—	0.722	一括前取・分割前取	—	—
	災害特別対策資金	—	—	0.722	一括前取・分割前取	—	—
	農業協同組合連合会が法人及び正会員の組合員に貸付ける資金	0.386	—	0.472	一括前取・分割前取	—	—
	アグリメイク資金						
	被保証者が農協、農協連及びこれらの関連会社	0.236	—	0.322	一括前取・分割前取	—	—
	上記以外	0.386	—	0.472	一括前取・分割前取	—	—
	農機ハウスローン(個人型)	—	—	0.422	一括前取・分割前取	—	—
	農機ハウスローン(法人型)	0.336	—	0.422	一括前取・分割前取	—	—
	担い手応援ローン	0.636	—	0.722	一括前取・利息方式	—	—
	アグリスーパー資金	—	—	0.872	利息方式	—	—
	素牛導入専用特別営農口座						
	農協が議決権株の過半数を有している会社	—	—	0.372	利息方式	—	—
	上記以外	—	—	0.472	利息方式	—	—
	J A新規就農応援資金		0.600		一括前取・分割前取	—	—
	協同活動資金	—	—	0.500	一括前取・分割前取	—	—
	ワイド営農ローン	—	—	0.750	利息方式	—	—
	営農ローン	—	営農ローン	0.500	利息方式	—	—
	営農ローン切替資金						
	営農ローンを切替対象とする場合	—	—	0.472	一括前取・分割前取	—	—
	ワイド営農ローンを切替対象とする場合	—	—	0.722	一括前取・分割前取	—	—

(注1) 負債整理資金、災害対策資金、営農ローン等極度貸付方式の資金(農業経営改善促進資金を除く)及び追認資金に係る資金を除く農業関係資金において、スコアリング評価等により信用得点が一定水準となった者は、ランク1(優)の保証料率を用いる。

(注2) 一律保証料(固定保証料金額)は30,000円を徴する。

(注3) 農業経営負担軽減支援資金、農業経営負担軽減支援資金(緊急保証事業)、畜産特別資金を除く特別準備金対象資金、追加的信用供与補助事業対象資金については、当該資金ごとの通算保証残高が次の金額以内において融資対象物件を担保として徴求する際は無担保の料率を適用することとする。

(1) 特別準備金対象資金

認定農業者 個人1,800万円 法人3,600万円

その他担い手 個人1,500万円 法人3,000万円

(2) 追加的信用供与補助事業対象資金

特別準備金対象資金の金額の2倍

(注4) 畜産特別資金のうち酪農・肉用牛担い手緊急支援資金にあつては次のとおりとする。

売上高負債比率100%未満 0.600%

売上高負債比率100%以上200%未満 0.800%

売上高負債比率200%以上300%未満 1.000%

売上高負債比率300%以上400%未満 1.200%

(注5) 保証料の遅延損害金率

被保証者が、保証料の払込を怠ったときは、融資機関がこの協会に代わって払込むべき保証料の金額につき、払込期日の翌日から払込のあった日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合で計算した遅延損害金を徴収する。ただし、保証料の徴収方法が利息方式(内取)の場合は、当該遅延損害金は徴収しないものとする。

「災害特例に係る債務保証料率表」

令和 8 年 6 月時点最新
(令和 7 年 7 月 1 日現在)

資金 区分	資金名	災害特例(注 1)	保証料 徴収方法
特 定 資 金	農業近代化資金		
	無担保(注 2)	0.286	一括前取・分割前取
	有担保	0.136	一括前取・分割前取
	被保証者が共同利用施設	0.136	一括前取・分割前取
	金融公庫資金(農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金)		
	無担保(注 2)	0.586	一括前取・分割前取
	有担保	0.236	一括前取・分割前取
	金融公庫資金(上記以外)		
	無担保(注 2)	0.386	一括前取・分割前取
	有担保	0.136	一括前取・分割前取
	農業経営負担軽減支援資金		
	売上高負債比率100%未満	0.772	分割前取
	売上高負債比率100%以上200%未満	1.072	分割前取
	売上高負債比率200%以上300%未満	1.372	分割前取
	売上高負債比率300%以上400%未満	1.672	分割前取
	資金対策回数2回以上	1.672	分割前取
	畜産特別資金		
	売上高負債比率100%未満	0.772	分割前取
	売上高負債比率100%以上200%未満	1.072	分割前取
	売上高負債比率200%以上300%未満	1.372	分割前取
	売上高負債比率300%以上400%未満	1.672	分割前取
	資金対策回数2回以上	1.672	分割前取
一 般 資 金	家畜疾病経営維持資金	0.372	一括前取・分割前取
	家畜飼料特別支援資金	0.572	一括前取・分割前取
	畜産経営体質強化支援資金	0.472	一括前取・分割前取
	市町村の助成事業資金	0.386	一括前取・分割前取
	農業経営長期運転資金	0.636	一括前取・分割前取
	災害特別対策資金	0.500	一括前取・分割前取
	農業協同組合連合会が法人及び正会員の組合員に貸付ける資金	0.386	一括前取・分割前取
	アグリメイク資金		
	被保証者が農協、農協連及びこれらの関連会社	0.236	一括前取・分割前取
	上記以外	0.386	一括前取・分割前取
	農機ハウスローン(個人型)	0.336	一括前取・分割前取
	農機ハウスローン(法人型)	0.336	一括前取・分割前取
	担い手応援ローン	0.636	一括前取・利息方式
	営農ローン切替資金		
	営農ローンを切替対象とする場合	0.386	一括前取・分割前取
	ワイド営農ローンを切替対象とする場合	0.636	一括前取・分割前取

(注 1) 独立行政法人農林漁業信用基金が災害特例としての保険料率を適用し、また当該災害について被害内容の証明を市町村長から受けた被害農業者等からの農業資金に係る債務保証委託申込みについての保証料率。

なお、極度貸付方式は対象外とする。

(注 2) 農業経営負担軽減支援資金、農業経営負担軽減支援資金(緊急保証事業)、畜産特別資金を除く特別準備金対象資金、追加的信用供与補助事業対象資金については、当該資金ごとの通算保証残高が次の金額以内において融資対象物件を担保として徴求する際は無担保の料率を適用することとする。

(1) 特別準備金対象資金

認定農業者 個人1,800万円 法人3,600万円
その他担い手 個人1,500万円 法人3,000万円

(2) 追加的信用供与補助事業対象資金

特別準備金対象資金の金額の 2 倍

余 白

3 制度資金関連手続

令和8年6月版

1 制度資金に関連した各種手続等について

(1) 法令上の許可、届出等 (2参照)

農地の取得や施設の設置等を行おうとする場合、様々な法令上の許可、届出等の手続を要する場合がある。これら手続が為されなければ事業そのものが実施できないため、制度資金の融資対象とならないので確実に手続を行う必要がある。

(2) 環境保全意見書の交付申請、確約書の届出 (3参照)

制度資金を利用して、家畜を一定規模以上で飼養可能となる施設の改良、造成又は取得を行う場合や一定規模以上に増頭（増羽）する場合は、制度資金の借入希望者は市町村長から環境保全意見書の交付を受け、その内容を遵守する旨の確約書を市町村長に提出する必要がある。

(3) 生産調整に係る手続

生産性が実施されている品目の増頭を行う場合は、その手続きを経る必要がある。

作 目	生産調整の内容及び方法	手続き等
生 乳	(社)中央酪農会議が、指定生乳生産者団体（九州生乳販売農業協同組合連合会）と協議して毎年度指定団体ごとに出荷目標を定めており、九販連→酪農協→各生産者の経路で出荷量が割り当てられる。	生乳生産に係る制度資金の借入に当たって、事前に酪農協と協議を行う

(4) 地域を限定した資金 (4参照)

制度資金の中には、特定の地域のみ限定したものもあるので留意すること。

（中山間地域活性化資金、振興山村過疎地域経営改善資金、農業改良資金の償還期限の特例、就農支援資金（就農研修資金・就農準備資金）の償還期限の延長）

2 融資に伴う関連許認可、届出事務等一覧

関係根拠法令等	許認可・届出の名称 (関係条項)	許認可・届出を必要とする対象行為
農地法	農地等の耕作目的のための権利移動の制限 (法第3条)	農地又は採草放牧地について耕作目的で所有権を移転し、又は賃借権、使用賃借権等の権利を設定若しくは移転する場合
	農地転用の制限 (法第4条)	自己所有の農地を農地以外にする場合
	農地等の転用目的のための権利移動の制限 (法第5条)	農地又は採草放牧地について転用目的で所有権を移転し、又は賃借権、使用賃借権等の権利を設定若しくは移転する場合
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域整備計画の変更 (法第13条)	農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地区域内の土地を農用地等以外の用途にすること及び農用地区域以外の土地を新たに農用地区域に編入するなどの農用地利用計画を変更する場合
建築基準法	建築確認申請、完了検査及び中間検査(注1)申請 (法第6条、第7条、第7条の3)	①都市計画区域外 ・特殊建築物(その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの) ・階数が2以上又は延べ面積が200㎡を超えるもの ②都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区内 ・全ての建築物 ③土砂災害特別警戒区域内 ・居室を有する建築物 ④全域 ・高さ2mを超える擁壁や昇降機などの指定工作物

申請書等の進達経路	申請受理後許認可 までに要する期間	担当部署	備 考
申請者→市町村農業委員会	4 週間	申請地のある市 町村農業委員会	
・県知事許可 申請者→市町村農業委員会 →知事（4 ha を超える場合 は農林水産大臣との協議） ・権限移譲市町村許可 申請者→市町村農業委員会 ※鹿児島市の市街化区域内 の農地については、市農 業委員会への届出	・県知事許可 農業委員会ネットワーク 機構への意見聴取が ある場合→6 週間 ない場合→5 週間 ・権限移譲市町村許可 農業委員会ネットワーク 機構への意見聴取が ある場合→4 週間 ない場合→3 週間	県庁 農村振興課 農地管理調整係 （内線：3116、 3117、3118）	・農地の転用面積が2 ha 以下 の場合、権限移譲を受けている 市町村の農地については市町 村長（農業委員会に委任してい る場合は農業委員会）の許可 ・牛50頭、繁殖豚30頭、肥 育 豚100頭、鶏1000羽 以上の飼養規模の場合は、畜産 経営環境保全意見書を添付 ・農業委員会ネットワーク機構 への意見聴取が必要な場合と は、申請面積が3,000㎡を超え る場合等 ・ただし、地域計画域内の場合 は、地域計画の事前変更が必要
申出者→市町村	（市町村によって処 理期間が異なる）	申出地のある 市町村	・計画変更については知事の同意 が必要 ・公告縦覧期間おおむね30日間、 異議申出期間15日が必要 ・ただし、地域計画域内の場合は、 地域計画の事前変更が必要
申請者→市町村→地域振興局 ・支庁（建設部） ※民間確認検査機関への申 請も可能。 ※鹿児島市内は鹿児島市に おいて審査 ※薩摩川内市、鹿屋市、霧 島市においては一部の建 築物について審査	①特殊建築物（その用 途に供する部分の床面積 の合計が200㎡を超える もの）、②階数が2以 上又は延べ面積が 200㎡を超えるもの ：35日（注2）以内 ③その他：7日以内	各地域振興局・支 庁 建設部 県庁建築課 計画指導係 （内線：3710、 3711、 3712、 3717）	（注1）中間検査が必要な建築物 は以下の要件を満たすもの ①構造がRC造その他これ らに類するもの ②用途が建築基準法別表第 1（1）～（4）の特殊建 築物に該当するもの ③規模は階数が3以上かつ延 べ床面積が500㎡を超える もの（共同住宅においては 階数が3以上のもの） （注2）35日の範囲内において延 長可能

関係根拠法令等	許認可・届出の名称 (関係条項)	許認可・届出を必要とする対象行為
建築物のエネルギー消費性能の向等に関する法律	建築物に係る基準適合義務・消費性能適合性判定 (法第 10 条、法第 11 条)	全ての住宅・建築物の新築・増改築 (以下の建築物を除く) ①10 m ² 以下の新築・増改築 ②居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないもの ③歴史的建造物、文化財等 ④応急仮設建築物、仮設建築物、仮設興行場等
鹿児島県福祉のまちづくり条例	新築等の届出 (条例第 20 条)	特定公共的施設(福祉保健施設、公衆便所、300 m ² 以上の集会施設、1,000 m ² 以上の体育施設、2,000 m ² 以上の工場等)の新築、新設、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替え又は用途の変更

申請書等の進達経路	申請受理後許認可 までに要する期間	担当部署	備 考
(1) 所管行政庁に提出する場合 申請者→地域振興局・支庁 (建設部) ※鹿児島市内は鹿児島市に おいて審査 (2) 登録省エネ適判機関に提出 する場合 申請者→各機関 (R7 年度末時点 128 機関、うち 県内に窓口があるもの 4 機関)	14 日（注 1）以内	(1) ①各地域振興 局・支庁 建設部 (2) 各機関窓口	窓口は以下 URL から検索可 能。 http://www.hyoukakyoukai .or.jp/shouene_tekihan/i ndex.html （注 1）28 日の範囲内にお いて延長可能
申請者→地域振興局・支庁 (建設部) ※鹿児島市内は鹿児島市に おいて審査	30 日以内	各地域振興局・支 庁 建設部	鹿児島県窓口一覧 H P http://www.pref.kagoshim a.jp/ae32/kenko-fukushi/ syogai-syakai/machi/toku tei/jourei-todokede.html 鹿児島市 H P https://www.city.kagoshi ma.lg.jp/faq-kenkofukush i/syofuku-yuai/q13.html

関係根拠法令等	許認可・届出の名称 (関係条項)	許認可・届出を必要とする対象行為
水質汚濁防止法	特定施設の設置の届出 (法第5条)	法に基づく特定施設の設置 ・豚房50㎡、牛房200㎡、馬房500㎡以上の施設 (総面積) ・畜産食料品製造業、野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業、でん粉又は化工でん粉の製造業、と畜業又は死亡獣畜取扱業等の他、水質汚濁防止法に基づく特定施設
土壤汚染対策法	土地の形質の変更に係る届出 (法第3条、第4条)	法第3条又は第4条に該当する土地の形質変更 ・一定規模以上※の土地の形質変更(掘削、盛土)を行う場合 ※有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場においては900㎡以上、それ以外は3,000㎡以上
浄化槽法	浄化槽設置届出 (法第5条)	浄化槽を設置しようとする場合
国土利用計画法	土地に関する権利の移転等の届出 (法第23条)	事後届出の場合 ・土地取引(売買、交換、譲渡担保等)の契約締結日から2週間以内に届出 ・1団の面積要件 ① 市街化区域: 2,000㎡以上 ② ①を除く都市計画区域: 5,000㎡以上 ③ 都市計画区域以外の区域: 10,000㎡以上
大規模取引等事前指導要綱	事前指導の申出 (任意制)	次のいずれかの土地に係る国土利用計画法第23条第1項の届出に係る土地売買の契約等を行おうとする者のうち、希望するもの ① 1団5ha以上の土地 ② 1ha以上の農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域を含む土地 ③ 2ha以上の農地若しくは採草放牧地を含む土地 ④ 森林法に規定する保安林又は保安施設地区を含む土地 ⑤ 自然環境保全法の原生自然環境保全地域若しくは特別地区又は県自然環境保全条例の特別地区を含む土地 ⑥ 自然公園法の特別地域又は県立自然公園条例の特別地域を含む土地
鹿児島県土地利用対策要綱	土地利用協議	1団1ha以上の開発行為。ただし、森林法、都市計画法の許可又は採石法若しくは砂利採取法の認可を必要とする開発行為については、1団10ha以上

申請書等の進達経路	申請受理後許認可 までに要する期間	担当部署	備 考
①鹿児島市内 届出者→鹿児島市役所 ②屋久島・徳之島事務 所（保健所）管内 届出者→環境保全課 ③ ①、②以外 届出者→地域振興局・ 支庁	設置工事着手の 60 日前までに届出	鹿児島市役所 県庁環境保全課 水質係（内線： 2629、2630） 地域振興局・支庁 衛生・環境課（室） 健康企画課	設置届以外にも構造等変更届 （法第 7 条）、氏名等変更届（法 第 10 条）、使用廃止届（法第 10 条）、承継届（法第 11 条） がある。
①鹿児島市内 届出者→鹿児島市役所 ②①以外 届出者→環境保全課	行為着手の 30 日前 までに届出	鹿児島市役所 県庁環境保全課 水質係（内線： 2629、2630）	
①権限移譲市町村 設置者→市町村 ②①以外 設置者→市町村→地域振 興局・支庁（保健福祉環境部）	21 日（形式認定浄 化槽は 10 日）	県庁上下水道室 （内線：3685） 地域振興局・支庁 衛生・環境課（室）	建築確認を伴わない場合に届出 が必要となる
届出者→市町村→地域政 策課	知事は、利用目的が公表され た土地利用に関する計画に 適合しない場合、市町村長受 理後 3 週間以内（審査期間の 延長を申請した場合には 6 週間以内の延長された期間） に、利用目的の変更を勧告す ることができる。また、土地 の利用目的について、適正か つ合理的な土地利用を図る ために、必要な助言をすること ができる。	県庁地域政策課 土地利用係 （内線：2438、 2439）	鹿児島県においては、規制区域 （法第 12 条）、注視区域（法第 27 条の 3）、監視区域（法第 27 条の 6）の指定はなく、事後届 出（法第 23 条）のみである。
申出者→地域政策課	できるだけ速やかに	県庁地域政策課 土地利用係 （内線：2438、 2439）	・国土利用計画法第 23 条に基づ く届出等に係る事前指導 ・規模が 10ha 以上の場合は、土 地対策委員会の審議が必要
協議者→地域振興局・支 庁（総務企画課）→地域 政策課	できるだけ速やかに	県庁地域政策課 土地利用係（内線 ：2438、2439）	規模が 10ha 以上の場合は、土地 対策委員会の審議が必要

関係根拠法令等	許認可・届出の名称 (関係条項)	許認可・届出を必要とする対象行為
騒音規制法	特定施設の設置の届出 (法第6条)	指定地域内において工場又は事業場に特定施設（空気圧縮機、送風機等）を設置する場合
	特定建設作業の実施の届出 (法第14条)	指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合
振動規制法	特定施設の設置の届出 (法第6条)	指定地域内において工場又は事業場に特定施設（圧縮機等）を設置する場合
	特定建設作業の実施の届出 (法第14条)	指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合
鹿児島県公害防止条例	ばい煙に係る特定施設設置の届出 (条例第17条)	ばい煙に係る特定施設を設置する場合 (鹿児島市の全域については適用除外)
	粉じん又は悪臭に係る特定施設設置届出 (条例第27条)	粉じん又は悪臭に係る特定施設を設置する場合 (悪臭に係る特定施設は、鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、南さつま市及び奄美市の全域については適用除外)
	騒音・振動に係る特定施設設置届出 (条例第33条)	工場等（法に基づく騒音又は振動に係る特定施設が設置されていないものに限る。）に騒音・振動に係る特定施設を設置する場合 (騒音に係る特定施設は、鹿児島市、鹿屋市、西之表市、薩摩川内市、日置市、南さつま市及び奄美市の全域については適用除外)
	特定建設作業の実施の届出 (条例第40条)	特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合（騒音規制法に基づく特定建設作業を行う者を除く。） (鹿児島市の全域については適用除外)
大気汚染防止法	ばい煙発生施設の設置の届出 (法第6条)	ばい煙発生施設を設置する場合
	一般粉じん発生施設の設置の届出 (法第18条)	一般粉じん発生施設を設置する場合
	解体等工事に係る調査結果の報告 (法18条の15第6項)	- 建築物を解体する作業を伴う建設工事（当該作業対象の床面積 80 m²以上） - 建築物の改造・改修する作業を伴う建設工事（当該作業の請負代金 100 万円以上） - 特定工作物の解体・改造・補修する作業を伴う建設工事（当該作業の請負代金 100 万円以上）
	特定粉じん排出等作業の実施の届出 (法第18条の17)	吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施する場合
	水銀排出施設の設置の届出 (法第18条の28)	水銀排出施設を設置する場合

申請書等の進達経路	申請受理後許認可 までに要する期間	担当部署	備 考
届出者→市町村	設置工事着手の 30 日前までに届出 ----- 作業開始の 7 日 前 までに届出	各市町村	設置届以外にも特定施設の数 等の変更届（法第 8 条）、氏名 の変更等の届出（法第 10 条）、 使用廃止届（法第 10 条）、承 継届（法第 11 条）等がある。
届出者→市町村	設置工事着手の 30 日前までに届出 ----- 作業開始の 7 日 前 までに届出	各市町村	設置届以外にも特定施設の数 等の変更届（法第 8 条）、氏名 の変更等の届出（法第 10 条）、 使用廃止届（法第 10 条）、承 継届（法第 11 条）等がある。
届出者→環境保全課	設置工事着手の 60 日前までに届出	県庁環境保全課 大気係（内線 2627）	設置届以外にも特定施設の構 造等の変更届（条例第 19 条、 第 29 条）、氏名の変更等の届 出（条例第 22 条）、承継届（条 例第 23 条）特定施設の数等 の変更届（条例第 35 条）等有 る。 設置等の届出について、条例の 適用除外となる市町村がある。
届出者→環境保全課	設置工事着手の 30 日前までに届出		
届出者→環境保全課	設置工事着手の 30 日前までに届出		
届出者→環境保全課	特定建設作業開始 の 7 日前までに届 出		
①鹿児島市内 届出者→鹿児島市役所	設置工事着手の 60 日前までに届出	①鹿児島市 環境保全課	設置届以外にも構造等変更届 （法第 8 条）、氏名等変更届（法 第 11 条）、使用廃止届（法第 11 条）、承継届（法第 12 条） がある。
②その他 届出者→環境保全課	設置工事着手前に 届出	②県庁 環境保全課 大気係（内線 2627）	
	調査を行った後、遅 滞なく報告 （調査結果の報告 は原則として、石綿 事前調査結果報告 システムにおいて 行うこと）		
	作業開始の 14 日 前 までに届出		
	設置工事着手の 60 日前までに届出		

関係根拠法令等	許認可・届出の名称 (関係条項)	許認可・届出を必要とする 対象行為
河川法	流水の占用の許可 (法第 23 条)	河川の流水の占用
	流水の占用の登録 (法第 23 条の 2)	河川の流水の占用 (従属発電)
	土地の占用の許可 (法第 24 条)	河川区域内の土地の占用
	土石等の採取の許可 (法第 25 条)	河川区域内の土石等の採取
	工作物の新築等の許可 (法第 26 条)	河川区域内の工作物新改築・除去
	土地の掘削等の許可 (法第 27 条)	河川区域内の土地の掘削・盛土等
	行為の制限 (法第 55 条、57 条)	河川保全区域又は河川予定地内の行為
海岸法	海岸保全区域の占用 (法第 7 条)	海岸保全区域内の土地の占用
	海岸保全区域における行為の制限 (法第 8 条)	海岸保全区域内の行為
	一般公共海岸区域の占用 (法第 37 条の 4)	一般公共海岸区域内の土地の占用
	一般公共海岸区域における行為の制限 (法第 37 条の 5)	一般公共海岸区域内の行為
自然環境保全法 及び県自然環境 保全条例	自然環境保全地域の許可、届出 (法第 17 条、25～28 条) (条例第 15～17 条)	原生自然環境保全地域、自然環境保全 地域及び県自然環境保全地域内の工作 物の設置、土地の形質変更等の一定の 行為
自然公園法及び 県立自然公園条 例	自然公園の許可、届出 (法第 20 条、21 条、22 条、33 条) (条例第 18 条、20 条)	国立公園、国定公園及び県立自然公園 内の工作物の設置、土地の形状変更等 の一定の行為
県自然環境保全 条例	開発行為の届出 (条例第 24 条)	自然環境保全地域、自然公園、農用地 区域等に含まれない地域で 1 ha を超え る土地の開墾等の一定の行為
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地における土 木工事等についての届出及び指示 (法第 93 条)	周知の埋蔵文化財包蔵地において、土 木工事等を実施する場合
	現状変更等の許可 (法第 125 条)	史跡名勝天然記念物に関し、その現状 を変更し、又はその保存に影響を及ぼ す行為
県文化財保護条 例	現状変更等の許可 (条例第 34 条)	

申請書等の進達経路	申請受理後許認可 までに要する期間	担当部署	備 考
申請者→地域振興局・ 支庁（建設部） →（河川課）	1 0 週間 ----- 1 ヶ月～3 ヶ月 ----- 3 0 日 ----- 4 週間 ----- 3 0 日 ----- 3 0 日 ----- 3 0 日	県庁河川課 管理係（内線 3591） 地域振興局・支庁 建設部 管理担当係	
申請者→地域振興局・ 支庁（建設部）	1 4 日 ----- 2 1 日 ----- 1 4 日 ----- 2 1 日	地域振興局・支庁 建設部 管理担当係	農林水産省所管の海岸保全区域については、地域振興局・支庁農林水産部が担当
①条例に基づくもの 申請者→自然保護課 ②法に基づくもの 申請者→環境省	1 ヶ月～3 ヶ月 なお、届出は行為着手 の 3 0 日前までに提 出することが必要	県庁自然保護課 自然公園係 （内線：2617、 2614）	
【大臣権限】 申請者→環境省 【知事権限】（注） 申請者→市町村→県	【大臣許可】 1 ヶ月～2 ヶ月 【知事許可】 1 ヶ月 【届出】 行為着手の 3 0 日 前までに提出する ことが必要	県庁自然保護課 自然公園係 （内線：2617、 2614）	（注）県担当部署は、奄美群島国 立公園にあつては大島支庁、国 定・県立公園の土石の採取にあ つては地域振興局、その他にあ つては自然保護課
申請者→自然保護課	行為着手の 3 0 日 前までに提出する ことが必要	県庁自然保護課 自然公園係（内線 ：2617、2614）	
申請者→市町村教育委 員会→県教育委員会	2 週間（案件によつ ては相当期間） （届出は行為着手の 6 0 日前 までに提出することが必要）	県教育庁文化財課 埋蔵文化財係 （内線：5357） 指定文化財係	文化財の取扱いについては、当 該市町村教育委員会と事前に 協議すること。
申請者→市町村教育委 員会→県教育委員会→ 文化庁 申請者→市町村教育委 員会→県教育委員会	1 ヶ月～2 ヶ月 ただし、現状変更等が指定物 件の指定要素に重大な影響 を及ぼす恐れのある場合は、 この限りではない	（内線：5355、 5356）	

関係根拠法令等	許認可・届出の名称 (関係条項)	許認可・届出を必要とする対象行為
森林法	伐採及び伐採後の造林の届出 (法第10条の8)	地域森林計画の対象となっている民有林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く）の立木の伐採
	伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告 (法第10条の8第2項)	法第10条の8により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況
	林地開発行為の許可 (法第10条の2第1項)	地域森林計画の対象となっている民有林（保安林並びに保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除く）において次に掲げる開発行為の区分に応じ、それぞれ次の規模を超えるもの - 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタールで、かつ、道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員3メートル - 太陽光発電施設の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積0.5ヘクタール - 前に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタール
	林地開発行為の連絡調整 (法第10条の2第1項第1号及び第3号、49林野企第84号農林事務次官通達)	上記の開発行為を国又は地方公共団体が行う場合若しくは、農林水産省令で定めるものの施行として行う場合
	保安林解除の申請 (法第26条、26条の2)	保安林の転用
	新たに森林の土地の所有者となった旨の届出 (法第10条の7の2)	地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった場合（国土利用計画法に基づく届出をしたものは除く。） ※届出書の様式改正（R8.4） 所有者の国籍等を新たに記載 森林経営課森林計画係 (担当 上別府 内線：3373)

申請書等の進達経路	申請受理後許認可 までに要する期間	担当部署	備 考
森林所有者等→市町村 長	伐採を開始する日 前 9 0 日から 3 0 日までの間に提出	市町村林務担当 課	伐採をする者と造林をする者 等が異なる場合には、共同で提 出が必要。
森林所有者等→市町村 長	伐採（間伐を除く。） の終わった日及び 伐採後の造林が終 わった日からそれ ぞれ 30 日以内に提 出	市町村林務担当 課	届出書の提出部数は 1 通
申請者→地域振興局・支 庁（農林水産部）→森づ くり推進課	標準処理期間 80 日 （現地調査、書類 審査）	県庁森づくり推 進課林地利用指 導係（内線：3392）	開発行為に係る森林の面積が 1 0 ha 以上の場合は県森林審 議会に諮問
申請者→地域振興局・ 支庁（農林水産部）	—	地域振興局・支庁 （農林水産部）	森林法第 10 条の 8 による伐採 及び伐採後の造林の届出が必 要
申請者→地域振興局・支 庁（農林水産部）→ 森づくり推進課→林野庁（注） （注）：重要流域内の 1～3 号民 有保安林に限る	（知事権限の場合） 県公報で解除予定告示後、おおむ ね 2 ヶ月後に解除確定となる。 （大臣権限の場合） 県公報で解除予定告示後、おおむ ね 6 ヶ月後に解除確定となる。 ※林野庁審査	県庁 森づくり推進課 保安林係 （内線：3390）	県公報での解除予定告示日か ら 40 日経過後、作業許可によ る着工が可能
森林所有者等→取得し た土地のある市町村長	所有者となった日 から 9 0 日以内	市町村林務担当 課	届出書に次の書類を添付する。 ①当該土地の登記事項証明書、 又は、土地売買契約書などの写 しで権利を取得したことが分 かる書類 ②当該土地の位置を示す図面 （任意の図面）

関係根拠法令等	許認可・届出の名称 (関係条項)	許認可・届出を必要とする対象行為
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理業の許可 (法第7条)	一般廃棄物の収集運搬又は処分を業として行う場合
	一般廃棄物処理施設の設置許可 (法第8条)	一般廃棄物処理施設の設置
	産業廃棄物処理業の許可 (法第14条)	産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行う場合
	産業廃棄物処理施設の設置許可 (法第15条)	産業廃棄物処理施設の設置
鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱	処理施設設置事前協議	許可を要する廃棄物処理施設の設置又は産業廃棄物処理業の用に供する施設の設置

申請書等の進達経路	申請受理後許認可 までに要する期間	担当部署	備 考
申請者→市町村	—	各市町村環境担当課	
(産業廃棄物処理業の場合) 申請者→※地域振興局・支庁(保健福祉環境部)→廃棄物・リサイクル対策課 (処理施設等の設置の場合) 設置等予定者→※地域振興局・支庁(保健福祉環境部)→廃棄物・リサイクル対策課		県庁廃棄物・リサイクル対策課 一般廃棄物係 (内線:2594) 県庁廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物係 (内線:2596) 地域振興局・支庁(保健福祉環境部)	※ 産業廃棄物処理業の許可の場合であって、事務所や事業場(収集運搬業については、申請者の所在地(申請者が個人の場合は住所))が、鹿児島市を除く鹿児島県の区域にない場合は、廃棄物・リサイクル対策課に直接申請 ※ 鹿児島市内に処理施設を設置する場合、鹿児島市内で処分を業として行う場合、鹿児島市内で収集運搬のための積替保管を行う場合は、鹿児島市に申請・協議

関係根拠法令等	許認可・届出の名称 (関係条項)	許認可・届出を必要とする対象行為
水道法	事業の認可及び経営主体 (法第6条)	水道事業を営もうとする場合
	事業の変更 (法第10条)	給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとする場合
	確認 (法第32条)	専用水道の布設工事をしようとする場合
医療法	病院開設許可申請 (法第7条)	病院を開設しようとするとき
	診療所開設許可申請 (法第7条)	医師以外の者が診療所を開設しようとするとき
	診療所開設届 (法第8条)	医師が診療所を開設したとき
と畜場法	と畜場の設置の許可 (法第4条)	一般と畜場又は簡易と畜場を設置する場合
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	食鳥処理の事業の許可 (法第3条)	食鳥処理の事業を営もうとする者が、食鳥処理場を設置する場合
化製場等に関する法律	化製場等の設置の許可、変更の届出 (法第3条)	化製場又は死亡獣畜取扱場を設けようとする場合 設けた化製場又は死亡獣畜取扱場について、構造設備その他定める事項を変更しようとする場合
	動物の飼養又は収容の許可等 (法第9条)	指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする場合
動物の愛護及び管理に関する法律	第一種動物取扱業の登録 (法第10条)	動物取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物とのふれあいの機会の提供を含む。）、その他）を営もうとする場合飼養施設（環境省令で定めるものに限る。）を設置して動物の取扱業（譲渡、保管、貸出し、訓練、展示、その他）を業として行おうとする場合
	第二種動物取扱業の届出 (法第24条の2の2)	
	特定動物の飼養又は保管の許可 (法第26条)	人の生命、身体又は財産に害を与える恐れのある動物として政令で定める動物（「特定動物」）の飼育又は保管を行おうとする場合

申請書等の進達経路	申請受理後許認可 までに要する期間	担当部署	備 考
申請者→保健所長→ 知事	4 ヶ月	県庁上下水道室 水道係 (内線：2790)	一般の需要に応じて水道 により水を供給する事業 で、計画給水人口が10 1人以上の場合
申請者→市町村長	30日	各市町村	特定の需要に対して水道に より水を供給し、居住人口が 101人以上の場合又は1 日最大給水量が 20m ³ を超える場合
申請者・届出者 →地域振興局・支庁（保健福 祉環境部）・鹿児島市保健所 →保健医療福祉課	28日	県庁保健医療福 祉課医務係 (内線：2707) 鹿児島市保健所	・開設前
	28日		・開設前 ・鹿児島市は市保健所のみ
	—		・開設後10日以内 ・鹿児島市は市保健所のみ
申請者→食肉衛生検査所（鹿児島に係 るものは保健所）→生活衛生課	22日	県庁生活衛生課 乳肉衛生係 (内線：2788)	
①大規模食鳥処理場 申請者→食肉衛生検査所→生活衛生 課 ②認定小規模食鳥処理場 申請者→保健所→生活衛生課	22日	同上	
申請者→保健所→生活衛生課	22日	同上	
申請者→市町村		各市町村	各市町村へ権限移譲して いる。
申請者→保健所	10日	保健所	
	—		
	10日		

関係根拠法令等	許認可・届出の名称 (関係条項)	許認可・届出を必要とする対象行為
旅館業法	営業許可 (法第 3 条)	宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業
食品衛生法	営業許可 (法第 55 条)	公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く）を営もうとする場合（32 業種）
	営業届出 (法第 57 条)	営業（許可営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業、食鳥処理の事業を除く）を営もうとする場合 (29 業種)

申請書等の進達経路	申請受理後許認可 までに要する期間	担当部署	備 考
申請者→保健所	10日	保健所	
申請者→保健所	10日 (施設基準に適合 しない場合は、適合 するまでの期間)	保健所 食品衛生担当係	
	—		

3 環境保全意見書の取扱いについて

畜 第 1 1 号
平成27年4月1日
(畜産課扱い)

各 市 町 村 長 殿

鹿児島県農政部長

畜産経営環境保全に関する意見書の交付手続きの変更について（通知）

これまで、農業制度資金を利用して畜産施設等を設置しようとする場合における「畜産経営環境保全に関する意見書（以下、「畜産経営環境保全意見書」という。）」については、昭和54年7月7日付け農経第488号に基づき取り扱ってきましたが、当該意見書の交付手続きを下記のとおり変更しましたので、適切な執行をお願いします。

また、これに伴い「農業制度資金の融資申請等に係る環境保全意見書の取り扱いについて」（昭和54年7月7日付け農経第488号 各市町村長，各農林事務所長，各農業改良普及所長，県信用農業協同組合連合会長，農林公庫鹿児島支店長あて農政部長通知）は廃止します。

なお、この通知は、平成27年4月1日から適用します。

記

1 畜産経営環境保全意見書を要する場合

(1) 農業制度資金を利用して、次のアからエまでの頭羽数以上の規模で畜産経営を新たに開始または、現況規模に加えてアからエまでの飼養頭羽数規模以上を増頭(羽)するための畜舎整備又は取得する場合とする。

ア 牛(乳牛:経産牛，繁殖牛:成牛，肥育牛:9か月齢以上)	50頭
イ 繁殖豚(6か月齢以上)	30頭
ウ 肥育豚(3か月齢以上)	100頭
エ 鶏(採卵鶏:成鶏，肉用鶏:常時飼養羽数)	1,000羽

(2) (1)のアからエまでの要件を満たさない場合でも周辺住民に大きな影響をもたらすおそれがあり、市町村において慎重に検討する必要があると判断した畜産経営を行うとき。

2 畜産経営環境保全意見書の交付手続等

(1) 前項の農業制度資金を融資申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、資金の融資等の申請前に、畜産経営環境保全意見書の交付申請書（様式第1号）及び「畜産経営計画書」（様式第2号）を当該事業を実施しようとする場所を所管する市町村長に提出するものとする。

(2) 市町村長は、前号の交付申請書を受理したときは、その内容を審査（現地調査等を含む）のうえ、畜産経営環境保全意見書（別紙様式第3号）を申請者に交付するものとする。

(3) 市町村長は、前号の畜産経営環境保全意見書を交付するにあたって、地域振興局・支庁農政普及課長又は曾於畑地かんがい農業推進センター所長の意見を必要とする場合は、（別紙様式第4号）により関係書類を添えて協議するものとする。

- (4) 地域振興局・支庁農政普及課長及び曾於畑地かんがい農業推進センター所長は前号の協議を受けたときは、市町村の意見に対して専門的・技術的な事項を記載した回答書(様式第5号)により、回答するものとする。
- (5) 市町村長は、畜産経営環境保全意見書の交付後、申請者から「畜産経営環境保全意見書」を遵守する旨の「確約書」(様式第6号)を徴収するものとする。
- (6) 申請者は、融資申請書等に(2)により市町村が交付した畜産経営環境保全意見書及び(5)で提出した確約書の写しを添付することとする。

(様式第 1 号)

畜産経営環境保全意見書交付申請書

年 月 日

市 町 村 長 殿

住 所
氏 名

私は、下記申請に基づく別紙様式第 2 号に記載した畜産経営を計画していますので、環境保全に関する意見書を交付してください。

記

- 1 農地転用申請(農地法 第 条)
- 2 農業制度資金の融資申請(資金名： 資金)

(注) 該当する申請項目 1 から 2 を○で囲む。

(別記様式2)

畜産経営計画書											
1 経営区分 (該当を○で囲む)	酪農 ・ 肉用牛繁殖 ・ 肉用牛一貫 ・ 肉用牛肥育 ・ 養豚繁殖 ・ 養豚一貫 ・ 養豚肥育 ・ 採卵鶏 ・ ブロイラー										
2 飼養規模, 系列, 申請に至った経緯	現況飼養規模				計画規模			系 列			
	申請に至った 経 緯										
3 申請地の所在地等	土地の所在				地 目		面積 (ha)	利用 状況	所 有 者(耕 作者)	土地改 良受益 地除外 の有無	備 考
	市町村	大字	字	地番	登記簿	現況					
	計 ha (田 ha, 畑 ha, 採草放牧地 ha)										
4 申請地を選定した理由, 周囲の状況及び人家からの距離											
5 資金調達計画 (万円)	自己資金	制度資金		補助金		その他		計			
		(資金)		(事業)							

6 転用の時期及び 転用施設の概要	転用時期	年 月 日				
	工事計画	着工予定 年 月 日 から 完了予定 年 月 日				
	転用施設	名称	棟数	建築面積	所用面積	
	土地造成			m ²	m ²	
	建築物					
	構築物			—		
	計					
7 家畜排せつ物の 処理方法及び還元 方法	家畜の種類	頭羽数	ふん尿の量		算出基礎	処理方法
			ふん			
			尿			
	還元方法					
8 堆肥等の還元用 地（申請人経営地）	田	普通畑	樹園地	その他（ ）	計	
	ha	ha	ha	ha	ha	
9 堆肥等の譲渡契 約書(他人に譲渡 する場合)	(別紙様式第7号のとおり)					
10 施設の配置図及 び平面図)	(別紙のとおり)					
(記載上の注意) 1 申請地の所在等で記入できない場合は、別紙のとおりとし、別紙に各筆の明細を記入すること。 2 「7 家畜排せつ物の処理方法及び還元方法」は、年間あたりのふん尿の排せつ量を畜産環境アドバイザー養成研修会資料に基づき記載し、堆肥化又は液肥化処理後の散布方法を記入すること。						

(様式第3号)

畜産経営環境保全に関する意見書

年 月 日

申請者 殿

市町村長

年 月 日付けで申請があったことについての意見は、下記のとおりです。

記

- 1 経営地の所在地
- 2 飼養規模
- 3 施設の概要
 - (1) 建物その他
 - (2) 家畜排せつ物処理施設
- 4 環境保全に係る意見等について
 - (1) 周囲の状況及び人家からの距離
 - (2) 家畜排せつ物の処理方法
 - (3) 予想される問題点及び解決方法
 - (4) その他
- 5 今後の関連法令等の手続の必要性について
 - (1) 土地改良受益地区からの除外
 - (2) 農用地区域からの除外又は用途区分変更（農振法）
 - (3) 農地転用（農地法）
 - (4) その他法令等

(様式第 4 号)

畜産経営環境保全に関する意見書の交付に係る協議書

年 月 日

各 地 域 振 興 局 農 政 普 及 課 長
各 支 庁 農 政 普 及 課 長 殿
曾 於 畑 地 かん が い 農 業 推 進 セ ン タ ー 所 長

市 町 村 長

このことについて、下記の者から別紙のとおり畜産経営環境保全に関する意見書の交付申請がありましたので、意見書を交付するにあたり協議します。

記

- 1 申請者住所氏名
- 2 事業計画
(別紙のとおり)
- 3 市町村長の意見

(様式第5号)

年 月 日

市町村長 殿

地域振興局又は支庁農政普及課長
曾於畑地かんがい農業推進センター所長

畜産経営環境保全に関する意見書に対する意見について（回答）

年 月 日付けで協議があったことについて、下記のとおり意見を添えて回答します。

記

- 1 住所、氏名
- 2 施設の設置予定場所
- 3 飼養規模等
- 4 環境保全に係る意見等
 - (1) 周辺の状況からみた場合の意見
 - (2) 家畜排せつ物処理に対する意見
 - (3) その他

(様式第 6 号)

確 約 書

年 月 日

市 町 村 長 殿

申請者

私は、（ ）資金の貸し付けを受けて、別添の様式第 2 号に記載した畜産経営を行うにあたり、畜産経営環境保全に関する意見書に記載された事項を遵守することを確約します。

(様式第7号)

ふん尿譲渡契約書

申請者 住 所
ふん尿譲渡者 氏 名

上記の者が に計画している畜舎から排出される家畜のふん尿については、周囲に悪影響を与えないよう、責任をもって堆肥に利用するため、譲り受けることを契約します。

年 月 日

ふん尿譲受者住所氏名	田 (a)	畑 (a)	樹園地 (a)	(a)	計 (a)	印

(注) この様式は、必要に応じ適宜補正することができる。

4 地域指定一覧

		中山間	過疎	振興山村	特定農山	半島振興	離島振興	奄美群島
鹿児島地域振興局	鹿児島市	▲			▲	▲	▲	
	鹿児島市	東桜島町 古里町 高免町				野尻町、古里町、 東桜島町、黒神町、 有村町、高免町、持木町		
	吉田町							
	桜島町	○	(注1)			○	新島	
	喜入町	○			○	○		
	松元町	○				○		
	郡山町	○			下伊集院村	○		
	三島村	●	●		●		●	
	十島村	●	●		●		●	
	日置市	●	▲		▲	●		
	東市来町		○					
	伊集院町			下伊集院村				
	日吉町		○					
	吹上町		○					
南薩地域振興局	いちき串木野市	●	●		●	●		
	枕崎市	●	●			●		
	南さつま市	●	●		▲	●		
	加世田市							
	笠沙町				○			
	天浦町							
	坊津町							
	金峰町				阿多村			
	南九州市	●	●		▲	●		
	瀬戸町							
	知覧町							
	川辺町				○			
	指宿市	●	●			●		
	指宿市							
北薩地域振興局	薩摩川内市	▲	▲		▲		▲	
	川内市			下東郷村				
	樋脇町	○	○					
	入来町	○	○					
	東郷町	○	○					
	龍谷院町	○	○	黒木村				
	里村	○	○	○			○	
	上甕村	○	○	○			○	
	下甕村	○	○	○			○	
	鹿島村	○	○				○	
	さつま町	●	●		▲			
	宮之城町							
	鶴田町							
	薩摩町			求名村				
	阿久根市	●	●					
	出水市	▲	▲	▲	▲		▲	
	出水市	大川内村 桂島		大川内村	出水町 大川内村		桂島	
	野田町		○					
	高尾野町							
	長島町	●	●				▲	
	東町						獅子島	
	長島町							

注1：旧桜島町は、6年（令和3～8年度）の経過措置あり

<凡例>

- ：当該市町村全域が対象
- ▲：当該市町村の一部が対象
- ：合併前市町村の区域が対象
- 地区名：合併前市町村の当該地区のみが対象

<関連地域>

- 中山間地域活性化資金：中山間地域
- 振興山村・過疎地域経営改善資金：過疎地域、振興山村地域
- 農業改良資金：表の各指定地域
- 就農支援資金（就農研修資金・就農準備資金）：表の各指定地域

		中山間	過疎	振興山村	特定農山	半島振興	離島振興	奄美群島
始良・伊佐地域振興局	霧島市	▲	▲	▲	▲			
	国分市				霧島村			
	溝辺町							
	横川町	○	○					
	牧園町	○	○		○			
	霧島町	○	○	○	○			
	筆入町							
	篠山町	○	○					
	始良市	▲	▲		▲			
	加治木町							
	始良町	○			山田村			
	蒲生町	○	○		山田村			
	湧水町	●	●					
	伊佐市	●	●	▲	▲			
大隅地域振興局	大口市			山野町	山野町			
	菱刈町							
	鹿屋市	●	▲	▲	▲	●		
	鹿屋市			高隈村	新城村			
	鍾北町		○					
	串良町							
	吾平町		○					
	垂水市	●	●		●	●		
	東串良町		●			●		
	錦江町	●	●	▲	●	●		
	天根占町							
	田代町			○				
	南大隅町	●	●	▲	▲	●		
	根占町							
	佐多町			○	○			
	肝付町	●	●	▲	▲	●		
	内之浦町			○	○			
	高山町							
	曾於市	●	●			●		
	天隅町							
	財部町							
	栄吉町							
	志布志市	●	●			●		
	松山町							
	志布志町							
	有明町							
	大崎町	●	●			●		
熊毛支庁	西之表市	●	●				●	
	中種子町	●	●				●	
	南種子町	●	●				●	
	屋久島町	●	●		●		●	
大島支庁	奄美市	●	●		▲			●
	名瀬市				○			
	笠利町							
	住用村				○			
	大和村	●	●		●			●
	宇検村	●	●		●			●
	瀬戸内町	●	●		●			●
	龍郷町	●	●		●			●
	喜界町	●	●					●
	徳之島町	●	●					●
	天城町	●	●					●
	伊仙町	●	●					●
	和泊町	●	●					●
	知名町	●	●					●
	与論町	●	●					●

余 白

4 農業保険（農業共済制度、収入保険制度）について

令和8年6月版

農業共済制度の概要

農業共済制度は、国の農業災害対策として実施される公的保険制度です。

その仕組みは、災害により被害を受けた農業者の救済を行う観点から、各地域に農業者が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成し、災害があったとき、その共同準備財産から被害農業者に共済金を支払う、農業者の自主的な相互救済を基本としている。

1 制度の主な特色

- (1) 農作物共済、家畜共済は、共済団体の必須事業です。
- (2) 農家が支払う共済掛金の約5割を国が負担しています。
- (3) 農業保険については、農業共済組合の共済金支払が多額となるような大災害に備えて、国が保険を行う体制を整えています。
- (4) 農業共済組合と国の間の二段階で運営されています。

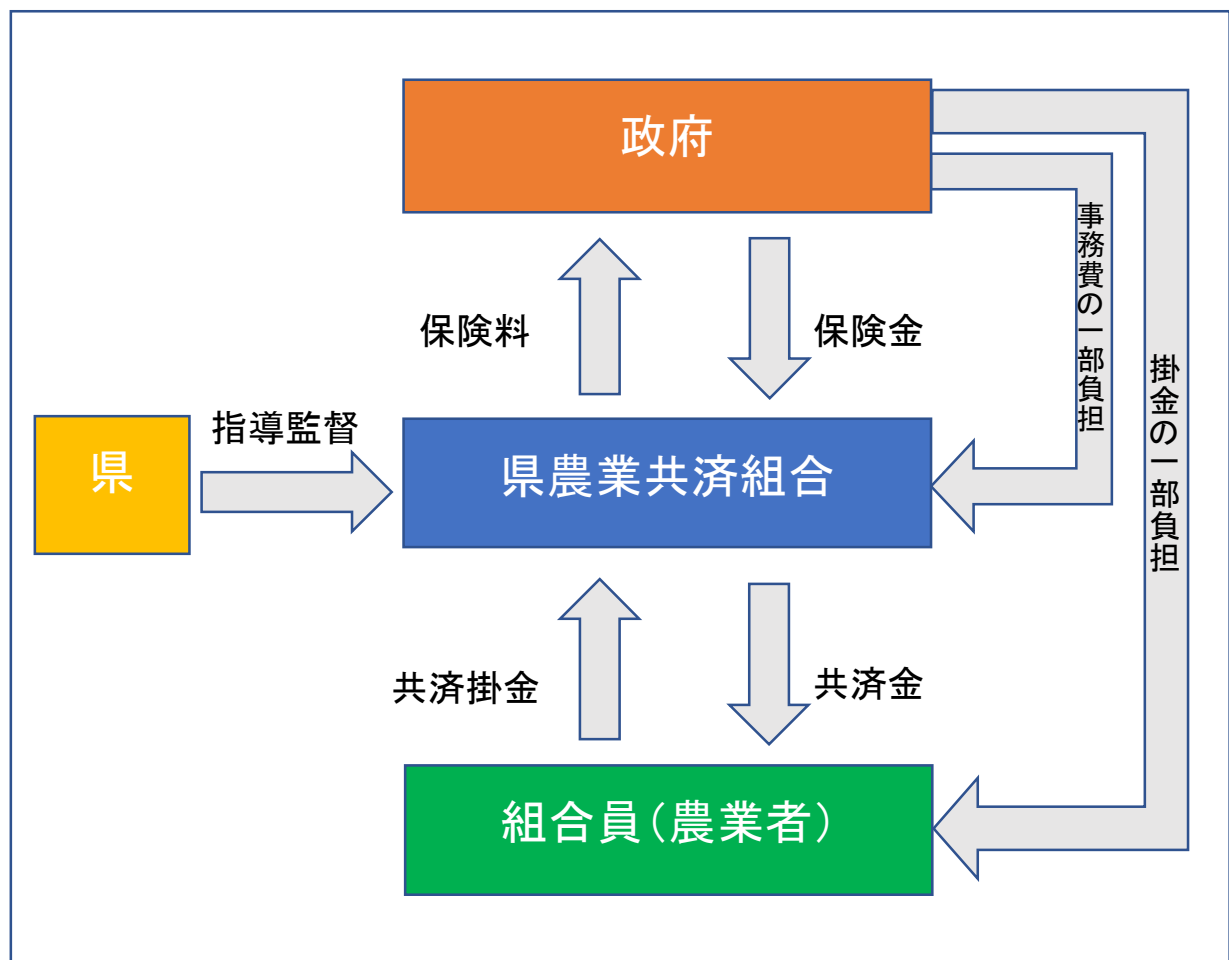
2 共済の種類と対象（本県）

共済の種類		対 象 作 目 等
制 度 共 済	農作物共済	水稻、麦、（陸稲）
	家畜共済	牛、豚、（馬）
	果樹共済	うんしゅうみかん、指定かんきつ（ぼんかん、ぶんたん（サワーポメロ）、たんかん）、すもも
	畑作物共済	ばれいしょ、大豆、さとうきび
	園芸施設共済	特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物（27品目）、撤去費用、復旧費用
任 意	建物共済	住宅、畜舎、納屋、農作業場などの建物、家具類、農機具
	農機具損害共済	自走式の農機具、自走式の農機具に装着する付属装置（ロータリー等の作業機）
	保管中農産物 補 償 共 済	農業共済組合が指定する農産物の収穫後から出荷までの保管中の農産物、輸送中の事故

3 県内の農業共済組合

名称	所在地	管 轄 地 域
本 所	鹿児島市鴨池新町	三島村、十島村
南薩支所	南九州市川辺町平山	鹿児島市、枕崎市、指宿市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市
北薩支所	薩摩郡さつま町轟町	阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町
中部支所	霧島市溝辺町有川	霧島市、伊佐市、始良市、湧水町
曾於支所	曾於市大隅町月野	曾於市、志布志市、大崎町、鹿屋市（輝北町）
肝属支所	鹿屋市田淵町	鹿屋市（輝北町除く）、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町
熊毛支所	熊毛郡中種子町野間	西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町
大島支所	奄美市笠利町中金久	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町
南大島支所	大島郡伊仙町阿三	徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

4 制度の仕組み(制度共済)



- 農業共済組合は、管内の組合員（農業者）と共済契約を締結し、共済掛金を徴収し、被災した農業者に共済金を支払っている。
- また、農業共済組合が共済金支払が多額となるような大災害に備えて、政府が再保険を行っている。

農業共済制度の概要（鹿児島県実施分）

令和8年4月1日現在

区分	共済目的の種類	対 象 事 故	共 済 関 係 の 成 立	引 受 方 式	共 済 責 任 期 間	共済金の最高額（補償限度額）
農作物共済	水 稲	・ 風水害、干害、冷害、 その他気象上の災害 ・ 火災 ・ 病虫害、鳥獣害	・ 任意加入 水稲等の作付面積10a以上	・ 半相殺方式 ・ 全相殺方式 ・ 地域インデックス方式	・ 水稲 本田移植（発芽）期 ～収穫期	・ kg当たり共済金額×基準収穫量×補償割合（※） ※ 半相殺方式：80% 全相殺方式、地域インデックス方式：90%
	麦（陸 稲）	・ 上記の原因による減収 または品質の低下を伴 う生産金額の減少	・ 加入適格者 過去の生産実績の把握が可能であり、今後もJA等に出荷することにより出荷実績を客観資料により提示できる農業者	・ 品質方式 水稲 ・ 災害収入共済方式 麦	・ 陸稲、麦 発芽期～収穫期	・ 基準生産金額×補償割合90%
家畜共済	【死亡廃用共済】 搾乳牛、育成乳牛、繁殖用雌牛、育成・肥育牛、繁殖用雄馬、育成・肥育馬、種豚、肉豚、種雄牛、種雄馬	・ 家畜の死亡・廃用	・ 任意加入	・ 包括共済 農家ごとに対象家畜の区分ごとに、1年間の飼養計画を基に飼養予定の全頭で加入 ・ 個別共済 種雄牛・馬は、1頭ごとに加入	・ 共済掛金払込日の翌日から1年	・ 共済価額×補償割合80% ※ 共済価額は共済掛金期間中（1年間）に飼養する家畜の評価額の合計額。固定資産的家畜は掛金期間開始（期首）時又は導入時点の月齢で評価。棚卸資産的家畜は掛金期間満了時点の月齢で評価。個別共済は掛金期間開始時の月齢で評価。
	【疾病傷害共済】 乳用牛、肉用牛、一般馬、種豚、種雄牛、種雄馬	・ 家畜が病気やケガで獣医師から治療を受けた時		・ 包括共済 農家ごとに対象家畜の区分ごとに、共済掛金開始の時（期首）に存在する対象畜で加入 ・ 個別共済 種雄牛・馬は、1頭ごとに加入		・ 病傷共済金支払限度額＝期首の引受価額×病傷共済金支払限度率×短期係数 ※ 期首の引受価額＝期首時点に飼養している対象家畜の合計価額（50万円×引受頭数（期首時点の引受頭数）を上限）
果樹共済	う ん し ゅ う み か ん	・ 風水害、干害、冷害、 その他気象上の災害 ・ 火災 ・ 病虫害、鳥獣害	・ 任意加入 （5a又は10a以上）	・ 半相殺方式 ・ 全相殺方式 ・ 災害収入共済方式 ・ 地域インデックス方式 （うんしゅうみかん、すもも）	・ うんしゅうみかん ・ 指定かんきつ 春枝の伸長停止期 ～収穫期 ・ すもも 花芽の形成期 ～収穫期	・ 半相殺方式、全相殺方式、地域インデックス方式 kg当たり価額×標準収穫量の合計×補償割合70% ・ 災害収入共済方式 基準生産金額×補償割合80%
	指 定 か ん き つ （ぼんかん、ぶんたん（サワーボメロ）、たんかん） す も も					
畑作物共済	ば れ い し ょ 大 豆 さ と う き び	・ 風水害、干害、冷害、 その他気象上の災害 ・ 火災 ・ 病虫害、鳥獣害	・ 任意加入 （5a以上）	・ 全相殺方式、地域インデックス方式 大豆、ばれいしょ、さとうきび ・ 半相殺方式 大豆	・ 大豆 ・ ばれいしょ ・ さとうきび 発芽期～収穫期	・ 全相殺方式（さとうきび除く）、地域インデックス方式 kg当たり共済金額×基準収穫量×補償割合90% ・ 全相殺方式（さとうきび）、半相殺方式 kg当たり共済金額×基準収穫量×補償割合80%

農業共済制度の概要（鹿児島県実施分）

令和8年4月1日現在

区分	共済目的の種類	対象事故	共済関係の成立	引受方式	共済責任期間	共済金の最高額（補償限度額）
園芸施設共済	ガラス・温室・プラスチックハウス・パイプハウス・多目的ネットハウス（附帯施設、施設内農作物） 〔復旧費用、撤去費用〕	- 風水害、雪害、落雷、その他気象上の災害 - 火災 - 病虫害、鳥獣害 - 破裂、爆発 - 車両等の衝突及び接触	任意加入（2 a 以上）	施設（本体及び被覆材）の補償が基本で、附帯施設、施設内農作物、復旧費用、撤去費用の補償も追加して組み合わせ加入できる。	共済掛金払込日の翌日から原則1年	共済責任開始時共済価額×補償割合100% ※ 共済価額は時価現行率及び被覆経過割合で調整
建物共済	住宅、畜舎、納屋、農作業上などの建物 ※その他の引受対象物・建物に収納されている家具類及び農機具	- 火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下又は飛来等＋自然災害（風水害、雪害、地震等） - 火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下又は飛来等 ※ 農機具の収納建物外での事故は支払対象外	任意加入	- 総合共済（住宅物件のみ引受） - 火災共済	共済掛金払込日の午後4時から1年	- 建物や家具類等の新価額以内で設定 1棟当たりの加入限度額：4,000万円 - 建物や家具類等の新価額以内で設定 1棟当たりの加入限度額：6,000万円
農機具共済	自走式の農機具（新調達価額50万円以上） 上記の農機具に装着する付属装置（新調達価額20万円以上）	- 稼働中の事故 - 接触、衝突、墜落、転覆、異物の巻き込み - 火災等の事故 - 火災、落雷、物体の落下又は飛来、破裂又は爆発、鳥獣害 - 自然災害の事故 - 台風、旋風、突風、洪水、豪雨等（地震及び噴火並びにこれらによる津波を除く）	任意加入	農機具損害共済（復旧義務あり）	共済掛金払込日の午後4時から1年	- 新品購入の場合、20万円から新調達価額（ただし、1,500万円上限）まで加入が可能 - 中古購入の場合、中古購入価額と時価額のいずれか低い額まで加入が可能
保管中農産物補償共済	鹿児島県農業共済組合が指定する農産物の収穫後から出荷までの保管中の農産物、輸送中の事故	- 火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下又は飛来等＋自然災害（風水害、雪害、地震等） - 盗難、輸送中の事故（火災又は破裂・爆発、衝突、墜落若しくは転覆、ただし荷崩れを除く。また第三者から預った農産物は補償の対象外）	任意加入		- Aタイプ：共済の責任開始日から連続する120日間 - Bタイプ：共済の責任開始日から連続する1年間。	- 地震等事故の場合は損害額の30% - 加入口数に応じた共済金額が支払い限度額。掛金はAタイプ2,500円、Bタイプ6,500円。1品目1口あたり共済金額100万円が必要な口数まで加入できる。

農業共済への加入推進

園芸用ハウスや農機具の整備においては、補助事業や制度資金の活用も多く見受けられることから、以下に園芸施設共済及び農機具損害共済の概要を紹介しますので、もしもの災害の備えとして、農業共済への積極的な加入をお願いします。

○園芸施設共済の概要

1 対象となる施設（施設本体＋被覆材）

- (1) 全面被覆施設（ガラス室、ビニールハウス、硬質プラスチックハウスなど）
- (2) 雨よけなど一部被覆施設（ビニールなどで屋根面だけ被覆されているハウス）
- (3) ネットハウス（寒冷紗やネットなどで被覆されているハウス）

※上記施設に加えて加入できるもの（選択加入）

- ・ 附帯施設（暖房機、換気扇、巻上機、二重カーテンなど）
- ・ 撤去費用
- ・ 復旧費用
- ・ 施設内農作物（本県の対象品目：野菜 14 品目、花き 13 品目）

野菜：キュウリ、カボチャ、メロン、トマト、ミニトマト、スイカ、ナス、ピーマン、イチゴ、ニガウリ、キヌサヤエンドウ、実エンドウ、インゲンマメ、ソラマメ、
花き：電照ギク、スプレーギク、ユリ、カーネーション、バラ、ストック、ソリダゴ、レザーリーフファン、鉢物（シンピジューム、ファレノプシス、シクラメン、ポインセチア、カーネーション）

2 対象となる災害

風水害、雪害、ひょう害、落雷などの気象災害（地震及び噴火を含む）、火災、破裂・爆発、車両等の衝突・接触、病虫害・鳥獣害

3 共済責任期間（補償する期間）

共済掛金を払い込んだ日の翌日から 1 年間（未被覆期間を含む）

※ただし、施設本体の設置期間が周年でない場合、1 年未満での加入も可能（最低 1 か月以上）

4 共済金額（補償金額）、共済掛金及び支払共済金

共済金額＝共済価額×補償割合（40%～100%から加入者が選択）

※ 共済価額：時価額（施設本体・被覆材・附帯施設）＋生産費（施設内農作物）＋撤去費用＋復旧費用

※ 時 価 額：取得価額×時価現有率（1 年目を 100%として年々引き下げ。ただし、最低で施設本体 50%、被覆材 25%、附帯施設 50%）

農家負担共済掛金＝（共済金額×共済掛金率×責任期間／12 ヶ月）÷ 2

※ 共済掛金率：地域やハウスの型により定め 3 年ごとに改定され、過去の被害状況に応じて個人別に設定されます。また、被覆期間と未被覆期間ごと、小損害不填補の金額ごとによっても掛金率が異なります。

※ 共済掛金の 50%は国が負担

支払共済金＝損害額×補償割合（40%～100%）

※ 損 害 額：対象毎の被害に応じて計算されますが、全損の場合は、共済価額となります。

※ 支払基準：1 棟ごとの損害額が、次の金額から選択した小損害不填補の基準金額を超える時に支払われます。

① 1 万円② 3 万円又は共済価額の 5 %③ 10 万円④ 20 万円⑤ 50 万円⑥ 100 万円

○農機具損害共済の概要

1 加入できる農機具の種類

- (1) 自走式の農機具（新調達価額 50 万円以上のもの）：乗用トラクターなど
- (2) 上記の農機具に装着する付属装置（同 20 万円以上のもの）
 - ※ 新調達価額とは、同等程度の機能を有する農機具を新品で購入する場合に必要なメーカー標準価格（税込み）
 - ※ 引受対象機種については、各組合の事業規定により定める

2 対象となる災害

- (1) 稼働中の事故
 - 接触、衝突、墜落、転覆、異物の巻き込み（農作業を目的とした稼働中に限る）
- (2) 火災や落雷等による事故
 - 火災、落雷、物体の落下又は飛来、破裂又は爆発、鳥獣害
- (3) 自然災害の事故
 - 台風、旋風、突風、洪水、豪雨等（地震及び噴火並びにこれらによる津波を除く）

3 補償対象となる損害の額

- 修理に必要な部品代、技術料、引き上げ・引き起こし料、運搬費、出張費
- ※ 一部の経費では限度額を設定
 - ※ 消耗品のみの損害、損害の額が 2 万円を超えない場合は補償対象外

4 補償期間

共済責任開始日の午後 4 時から 1 年間

5 共済金額（加入限度額）

- (1) 新品購入の場合、20 万円から新調達価額（ただし、1,500 万円上限）まで加入が可能
- (2) 中古購入の場合、中古購入価額と時価額のいずれか低い額まで加入が可能

6 共済掛金

【基本等級・特約無しの場合】

区分（機種・作業機等）	共済掛金 1 万円 当たり年間掛金	備考
一般用機具 （乗用トラクター、乗用田植機等）	45.0 円	無事故割引・有事故割増料率あり。
収穫・運搬用機具 （自脱型コンバイン、ハーベスター等）	60.0 円	
畜産用機具 （ロールバレー、ヘーモア等）	100.0 円	

※ 国庫による掛金補助はありません。

7 災害共済金

(1) 特約無しの場合

$$\text{災害共済金} = (\text{損害の額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額}}$$

※ 稼働中の事故には一定の免責がかかるほか、点検・管理・運転・操作の不良による損害については、免責を適用する場合があります。

(2) 付保割合条件付実損填補特約を付帯した場合

この特約を付すと、共済金額を限度として、損害額の全額を補てん（実損払い）します。また、中古購入・譲受取得の場合、この特約を付す必要があります。

$$\text{災害共済金} = (\text{損害の額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額} \times \text{約定割合}}$$

(3) 臨時費用担保特約を付帯した場合

この特約を付すと、災害共済金に加えて、災害共済金の 10% 相当額を加算します。また、加入者等の入院・死亡・後遺障害に対して、傷害費用共済金を支払います。

$$\text{臨時費用共済金} = (\text{損害の額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額}} \times 10\%$$

収入保険制度の概要

収入保険は、全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

1 対象者

青色申告（保険期間の前年1年分以上の実績があれば可）を行っている農業者（個人、法人）

2 保険の対象

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体（簡易な加工品（精米、荒茶等）を含む）

3 対象要因

自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償

4 補償内容

(1) 基準収入

- ・農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本（規模拡大特例、収入上昇特例、気象災害特例）とし、保険期間の営農計画も考慮して設定

(2) 補填方法

- ・保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てとしない）を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」を農業者が選択できる
- ・保険期間の収入が基準収入の9割（青色申告実績が5年以上ある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限に補填
- ・保険料は50%、積立金は75%、事務費（付加保険料）は50%を国庫補助

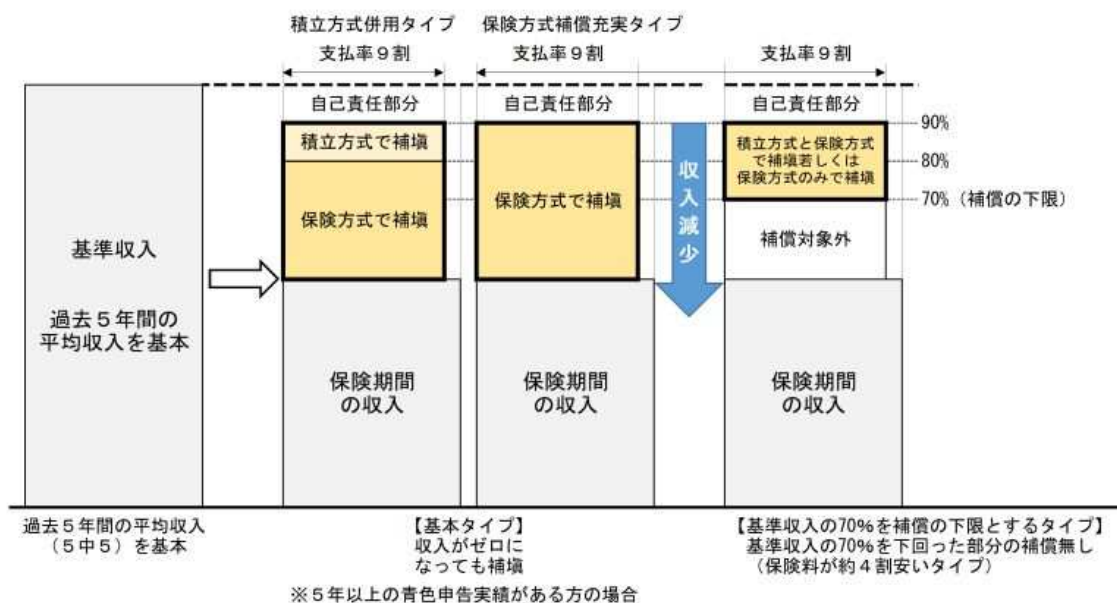
(3) 保険料・積立金・事務費の計算方法

- ・保険料＝保険金額（基準収入×保険方式の補償限度×支払率）×保険料率
※保険方式の補償限度は、青色申告実績が5年以上ある場合、90%を上限として90%～50%の間で定められた補償限度を選択（加入申請年の青色申告実績が1年の場合は、補償限度は75%からスタートし、実績年数に応じて段階的に引き上げ）
※支払率は、90%～50%（10%単位）のいずれかを選択
※保険料率は、危険段階別に設定され、保険金の受取実績に応じて、毎年、適用される保険料率が変動する
- ・積立金＝積立金額（基準収入×積立方式の補償幅×支払率）×25%
※積立方式の補償幅は、10%、5%のいずれかを選択
※支払率は、90%～10%（10%単位）のいずれかを選択（ただし、保険方式の支払率を超えない割合）
- ・事務費＝加入者割（1年目4,500円、2年目以降3,200円）＋補償金額割（保険金額及び積立金額1万円当たり22円）

(4) 保険料を安くして加入できるタイプ

発動基準（基準収入の9割）は変えずに、補償の下限を設定（基準収入の70%、60%、50%から選択）することで、最大約4割安い保険料で加入することも可能

【補填の仕組み】



5 加入・支払等手続きのスケジュール

- (1) 保険期間
 - ・個人は1月～12月、法人は事業年度の1年間
- (2) 加入申請
 - ・保険期間の開始前までに加入申請を行い、保険料、積立金、事務費を納付（ただし、保険料、積立金は分割支払も可）
- (3) 補填金の支払
 - ・保険期間終了後の税申告後に補填金を支払（個人は翌年3～6月）
 - ※損害発生から補填金の支払までの資金繰りに対応するため、自然災害や価格低下等により補填金の受取が見込まれる場合に、保険期間中であっても、補填金の受取見込額の8割を上限として、実施主体から無利子のつなぎ融資を受けることが可能

前 年		当 年	翌 年
12月末まで		1月～12月 (税の収入の算定期間)	確定申告後(3月～6月)
加入申請	保険料・積立金・事務費の納付	保険期間	保険金・特約補填金の請求・支払
保険料・積立金は分割支払も可 (最終の納付期限は保険期間の8月末)		保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資(無利子)	

6 類似制度との関係

- (1) 収入減少を補填する機能を有する類似制度（農業共済、野菜価格安定制度、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）等）とは、農業者による選択加入
- (2) コスト増も補填するマルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵については、収入保険制度の対象品目から除く

5 関係機関連絡先

令和8年6月版

		電話番号	主な所管地域等
県庁 農政部	農業経済課	099-286-3131	農業制度資金全般
	経営技術課	099-286-3160	青年等就農資金関係
	畜産振興課	099-286-3218	畜産特別資金、 家畜疾病経営維持資金関係
	農地整備課	099-286-3255	土地改良事業関係資金全般
鹿児島地域振興局	農政普及課	099-805-7273	鹿児島市、鹿児島郡
鹿児島地域振興局農政普及課日置市駐在		099-273-3113(代)	日置市、いちき串木野市
南薩地域振興局	農政普及課	0993-52-1344	枕崎市、南さつま市、南九州市
南薩地域振興局農政普及課指宿市十二町駐在		0993-22-6422	指宿市
北薩地域振興局	農政普及課	0996-25-5527	薩摩川内市
北薩地域振興局農政普及課出水市駐在		0996-63-3115	出水市、阿久根市、出水郡
北薩地域振興局農政普及課さつま町駐在		0996-52-4514	薩摩郡
姶良・伊佐地域振興局	農政普及課	0995-63-8146	霧島市、姶良市、姶良郡
姶良・伊佐地域振興局農政普及課伊佐市駐在		0995-23-5129	伊佐市
大隅地域振興局	農政普及課	0994-52-2141	鹿屋市、垂水市、肝属郡
曾於畑地かんがい農業推進センター	農業普及課	099-482-2547	曾於市、志布志市、曾於郡
熊毛支庁	農政普及課	0997-22-0044	西之表市、熊毛郡
熊毛支庁屋久島事務所	農林普及課	0997-46-2236	(屋久島)
大島支庁	農政普及課	0997-57-7265	奄美市、大島郡
大島支庁徳之島事務所	農業普及課	0997-82-0323	(徳之島)
大島支庁沖永良部事務所	農業普及課	0997-92-0164	(沖永良部、与論)

< 関係団体 >

		電話番号	主な関連制度
日本政策金融公庫鹿児島支店農林水産事業		099-805-0511	公庫資金全般
鹿児島県信用農業協同組合連合会		099-258-5271	農業融資全般
鹿児島県農業信用基金協会		099-258-5635	債務保証制度
公益財団法人農林水産長期金融協会		03-3292-3218	利子助成制度
独立行政法人	(本部)	0997-52-4511	奄美群島振興開発関係資金 全般
奄美群島振興開発基金	(徳之島事務所)	0997-82-0309	
	(沖永良部事務所)	0997-92-1314	
公益社団法人中央畜産会		03-6206-0840	畜産特別資金関係
鹿児島県土地改良事業団体連合会		099-223-6116	水田・畑作経営所得安定対策等 支援資金関係

鹿児島県 農政部 農業経済課 金融係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

電話：099-286-3131

FAX：099-286-5591

メール：ae-kinyu@pref.kagoshima.lg.jp